

転籍届のご案内

《届出に必要なもの》

- ・転籍届書
- ・~~現在の本籍地の戸籍謄本1通(有料)(申請先は本籍地)~~
※令和6年3月1日から、戸籍謄本は不要となりました。

《届出するところ》

住所地／転籍地／現在の本籍地 いずれかの役所

※転籍先で届出をされると、現在の本籍地に届出をするよりも早く新しい戸籍が取得できます。

《届書の書き方と注意》

- ・届出人は筆頭者と配偶者です。必ずご本人が自署してください。
(押印は任意です。)
- ・配偶者が外国籍の場合、その方の署名は必要ありません。
- ・消せるボールペンで書かないでください。

《窓口届書を持参する人》

- ・届出人の一方でも可。その場合、筆頭者と配偶者の両方が事前に届書に署名(押印は任意)の上、窓口へお越しください。
- ・届出人以外の人でも可。
ただし、届出人(筆頭者と配偶者)に代わって署名はできません。

《新しい本籍について》

- ・届出時に存在する地番もしくはは街区であれば、全国どこでも設定できます。

(参考) 和光市内の住所と同じ街区にする場合

【本町・広沢・西大和団地・諏訪・諏訪原団地】⇒(例) 本町〇番

【上記以外の町名】⇒(例) 新倉一丁目3番

《転籍届に伴う注意点》

- ・転籍後の戸籍には、転籍前の戸籍の記載内容を一部省いて記載する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ》

和光市役所

戸籍住民課 戸籍担当

電話048-424-9111(直通)

電話048-464-1111(代表)内線2121・2124